

令和6年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

問 1 (各 4 点×10)

次の各文章の空欄に入る適切な語句ないし数字を答えなさい。

- ・ 判例によれば、各種の占有移転の方法のうち、(①)については、即時取得の要件である「占有の開始」に該当しない。
- ・ いわゆる「相続させる遺言」について、判例はその法的性質を(②)の指定であると解した。また、かかる遺言について、近時の改正において(③)との名称が与えられた。
- ・ 判例によれば、過失相殺を行う場合において、被害者に「行為の(④)を弁識するに足る知能」がある必要はないが、「(⑤)を弁識するに足る知能」が備わっていることが必要である。
- ・ 判例によれば、不法行為責任による損害賠償の範囲については、民法(⑥)条を(⑦)適用して判断する。
- ・ 判例によれば、時効による権利消滅の効果は、時効が(⑧)されたときにはじめて確定的に生じる。
- ・ 民法 175 条は、物権(⑨)主義を定めたものである。もともと、判例においては、その例外として、(⑩)などが認められている。(なお、⑩にあたるものは1つ挙げれば足りる。)

問 2 (各 20 点×2)

- (1) 民法 605 条の 4 について、このような条文が設けられた意義を述べるとともに、その有用性について、賃借人が同条に規定する内容と同様のことを実現しようとした場合に用いることがありうる別の手段と比較しつつ 10 行以内で説明しなさい。
- (2) いわゆる有責配偶者からの離婚請求について、判例の立場を 10 行以内で説明しなさい。

問 3 (40 点)

以下の(事実)及び(弁護士 X と司法修習生 Y との会話)を読んで、下の(設問)に答えなさい。

(事実)

- 1 A は甲土地を所有しているが、甲土地(時価 3000 万円)を売却することを検討していた。
- 2 A の知人である B は、A に対して、「甲土地の売却を自分に任せてくれれば、甲土地を高額で売却できる」と申し向けた。もともと、実際にはそのような見込みはなく、むしろ代金を着服する意図であった。A は B の言葉に騙され、令和 5 年 4 月 1 日、B に対して甲土地の売却を委任し、報酬は甲土地の売却額の 10%とした(以下「本件委任」という)。
- 3 B は、同年 5 月 1 日、A の代理人として、甲土地を代金 4000 万円で C に売却する合意をし(以下「本件売買」という)、同日、代金のうち 2000 万円を C から受領するとともに、甲土地について所有権移転登記手続きをした(以下「本件登記」という)。なお、残代金については、同年 6 月末日に支払うものとされた。

- 4 Cは、同年8月1日、甲土地をDに対して、代金5000万円で売却する合意をしたが、所有権移転登記は未了である。
- 5 Aは、同年9月、Bとの連絡がつかなくなったことから不審に思って甲土地の登記情報を調べたところ、本件登記の存在に気づいた。なお、AはBが本件売買の代金としてCから受領した代金をなんら受け取っていない。また、Cは本件売買の残代金2000万円をいまだ支払っていない。
- 6 Aは、依然として自身が甲土地の所有者であると主張して、甲土地を取り戻したいと考えている。そこでAは弁護士Xに相談した。

(弁護士Xと司法修習生Yとの会話)

X「Yさん、Aさんの主張は認められると思いますか？」

Y「認められる可能性は大いにあると思います。」

X「そうですね。ただ、適切な法律構成を採用しないと、うまくいかないかもしれません。Aさんの立場からみると、どのような主張があり得ますか？」

Y「うーん、いま思いついたのは、AさんとBさんとの委任関係の瑕疵に着目して、Cさんへの所有権の移転を否定することですが、これでうまくいくでしょうか。」

X「なるほど、それもひとつの考え方ですが、別の考え方もありそうですね。それら複数のありうる法律構成を具体的に検討して、どのような構成を採用するべきかを報告してください。」

(設問)

Yの立場で、Xの指示に従った検討を行いなさい。

以 上